



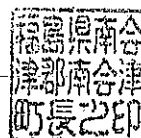
南会津町告示第177号

南会津町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年7月7日

南会津町長 湯田芳博



新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
片 貝	ウウタ	片 貝	木立場	252、256の16、256の22、256の47、 256の78から256の83
			中曽根	30の154、30の155、30の159から30 の161
			日 影	262の1
	木立場	ウウタ	244の132、244の297	